(主 文)

被告人を懲役3年に処する。

未決勾留日数中100日をその刑に算入する。

被告人から金2300万円を追徴する。

(犯罪事実)

、祝告人は、平成11年4月25日に施行された青森県上北郡 a 村長選挙に当選し、同年5月1日から、同村長として、同村職員を指揮・監督し、同村が発注する各種公共工事に関し、指名競争入札における参加者の指名、請負契約の締結等の職務を統括管理していたものであるが、

第1 同村議会議員で被告人の後援会長をしていたBと共謀のうえ、被告人が前記選挙に立候補することを表明してその準備活動をしていた平成11年4月16日ころ、同県同郡b町字cd番地e所在の飲食店「和食処C」において、電気工事、水道施設工事等を目的とするD株式会社の会長で同社を実質的に経営するE及び同社の代表取締役であったFから、被告人が同村長に就任後担当すべき前記職務に関し、同社を指名競争入札参加業者に指名するなど有利便宜な取計らいをしてもらいたい旨の請託を受け、その謝礼として供与されるものであることを知りながら、同月20日ころ、同村大字f字gh番地i所在のG方東側路上において、現金300万円の供与を受け、もって、被告人が将来担当すべき職務に関し請託を受けて賄賂を収受し、

第2 前記B、平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間、同村の建設課長として同村発注に係る工事の計画の樹立及び実施並びに指名審査会に関村する事務等を総括運営する業務を担当していたH、有限会社I1の代表取締役で同村の土木建築請負業者で構成する建友会の会長であったI及び株式会社J15日にが施行する村道j線道路改良工事(第1工区)の指名競争入札に関し、同工事を所在の同村役場敷地内において、前記Hが前記Iに対して同大学計価格(25元)の指名方、同人において、同日12日ころ、同村大字がある旨教示し、同人において、同日12日ころ、同村大字がある旨教示し、同人において、同村大字が関係といて、同日12日ころ、同村大字が関係である。同村大字が関係である。同村大字が関係ではいて、同日15日、同村の出版において、同人が、前記Jに対して同価格を教示し、同月15日、同村の出版に表し、同人が同価格で入札して同社に落札させ、おいて、偽計を用いて公の入札の公正を害すべき行為をし、

第3 平成12年12月1日, 同県同郡 t 町字 u 番地 v 所在の青森県信用組合 t 支店において, 前記有限会社 I 1の代表取締役 I , 前記株式会社 J 1の取締役 J , いずれも前記建友会の会員であった, K 1株式会社の取締役 K , 株式会社 L 1の代表取締役 C , 株式会社 N 1の取締役 Q , 株式会社 R 1の代表取締役 R , 有限会社 C 1の代表取締役 C , 株式会社 U 1の代表取締役 L , 表記 13社が, 同村発注に係る L , 有限会社 V 1の代表取締役 V の 13名から, 上記 13社が, 同村発注に係る L , 表記 C , 日本 C , 日本

第4 平成13年8月30日,同村大字 f 字 x 番地 y 所在の a 村議場で開催された平成13年第8回 a 村議会100条調査特別委員会において,証人として宣誓のうえ,証言をするに際し,

- 1 同村発注に係る公共工事の指名競争入札に際し、被告人において、あらかじめ落札業者として前記建友会の会員業者等を決定するなどしていたにも拘わらず、「私は、割振りはしておりません。」旨虚偽の陳述をし、
- 2 平成12年11月30日ころ、被告人が同村役場村長室において、前記Kに対し、「金を出さない建友会の業者にはペナルティを与える。」旨の発言をしたにも拘わらず、「ペナルティを与える旨の発言をした記憶はない。」旨虚偽の陳述を 1.

たものである。

(補足説明)

1 判示第3の収賄の事実について、被告人は、建設業者らから供与された現金200万円は、貰い受けたものではなく、借りて返すつもりであった旨弁解し、こ

れを受けて弁護人も、現金2000万円は、貸借を受けて収受したもので、金融上の利益を得たに過ぎない旨主張するので、以下、この点について検討する。

これらの事実を総合すれば、本件2000万円の現金は、被告人から建設業者らに返済されることが予定されていない性質のもので、建設業者らから被告人に贈与されたものであったことを優に認定することができる。

3 これに対し、被告人は、捜査及び公判段階を通じ、本件2000万円について、建設業者らから無利息で4か月間借り入れたものであり、返済の意思もあった旨供述しており、確かに関係各証拠によれば、被告人が、平成13年3月30日ころ、Iを通じて、上記2000万円を供与した建設業者らに返済したことが認められる。

しかし、被告人の検察官に対する供述調書及びYの司法警察員に対する供述調書等によれば、被告人は、本件贈賄側の建設業者らから金員の交付を受ける以前の平成12年11月29日、一旦、息子名義の合計2000万余円の定期預金を担保に信用組合から2000万円を借り入れ、同日、これをそのまま親戚の建設業者に貸し与えたことが認められるのであり、このように、被告人が直ちに2000万円の現金を用立てることができたことからすると、被告人が、敢えてその2日後に、13社にものぼる建設業者らからわずか4か月間だけ金員を借り入れなければならない必要性は極めて乏しいというべきである。

さらに、被告人が贈賄側建設業者らに2000万円を返済したのは、その一部の建設業者らが警察に2000万円の件について申告したことを察知した後のことであり、I、N、M、F、U、Tの検察官に対する各供述調書の謄本によれば、Bが、贈賄側建設業者らに対し、「2000万円を返さないと、4月に入れば村長が逮捕されるという噂があるので金を返すことにした」旨述べていることや、200万円を平成13年3月30日ころに建設業者らに返済した後、建友会の会長を務めていたIが、返済から半年近くを経過した同年9月に至って、被告人からの指示により、敢えて、I名義で建設業者らに日付を同年3月30日ころまで遡らせた領

収書を作成,交付したり、利息は不要である旨の書面等を作成させて徴求していることが、それぞれ認められ、これらの事実に鑑みると、前記返済も、贈与の事実を 隠蔽し、貸借を装うための工作と考えるのが自然である。

4 なお、弁護人は、被告人には本件2000万円を返済するに十分な資力と社会的信用があるから、契約書や領収書を作成せず、利息や担保の取決めがなくても不自然ではないし、被告人は、業者から金員の贈与を受けることは違法であるが、借り入れるのであれば違法ではないと誤解していたのであり、本件2000万円の使途は親戚への融資であって被告人には何ら見返りがないから、敢えて違法な贈与を受けることはなかった旨主張する。

しかし、被告人に十分な資力や村長であることに伴う社会的信用があったとしても、一旦は被告人への融資を断った建設業者もいたのであるから、それにも拘わらず、2000万円もの多額の金員を借り入れるのに、契約書や領収書を発行しないというのは不自然であるし、特段の見返りがなくても、経済的に行き詰まった親戚に融資することは、親族間の情誼としてしばしば行われることであるうえ、被告人の場合、村長となった力を見せるためにも融資を実現させなければいけないと見栄を張った面もある旨自認しているのであるから、その融資を実現するため贈与を受けることは、格別不自然、不合理とはいえない。

そして、被告人が、当公判廷において、業者らから無利息で金員を借り受けることも違法な収賄に当たることは、平成14年1月15日に青森警察80日の説明されて初めて知った旨供述しながら、その前年である平成13年8月30日に開催されたa村議会100条調査特別委員会に先立ち、被告人が、Iや他でであると可以では、「2000万円は、登したに過ぎず、被告人の間の負債であると関係がない。」旨謀議したり(被告人、I及びMの検察官に対する各供述明、同100条調査特別委員会において、被告人が、宣誓のうえ、政には、「全日の日本のでは、当時は適法であると認識していた筈の、「2000万円は、取るとは、当時は適法であると認識していた筈の、「2000万円は、取るとは、当時は適法であると認識していた筈の、「2000万円は、取るのは、当時は適法である。」目の陳述をし、おいては、当時は適法である。」目の陳述をし、おいて、というである。

5 以上の次第で、被告人は、建設業者らから現金2000万円の贈与を受けたものと認められ、これに反する前記被告人の弁解及び弁護人の主張は、いずれも理由がなく、採用することができない。

(量刑の理由)

1 本件は、a村長選挙に立候補して当選した被告人が、同選挙の準備期間中に、な後援会長で選挙運動者であった者と共謀のうえ、本来業者間の自由かつ公等等を記念した。 一般接会長で選挙運動者である。 一般接会長で選挙であるべき同村発注の公共工事に関し、同経営者らに対し、被告人が同村長に当選した場合には、同経営者られるを登させている。 一般を受け、そのは、同経営者のは、同経営者ののの地域でででは、同経営者のののでは、での後、前記後援会長、同村建設課長及び同村内の土木建設のでででは、 一般である。 本来業者間の自由事業名の、 一般で選挙のは、同経営者のは、同経営者のは、 一般である。 本来業者間の自由事業名の 一個人のは、同経営者のは、 一般である。 一般のである。 一般のである。

2 被告人は、a村長選挙に当選するため、有権者を買収する資金として使用する目的で、村外業者から300万円もの賄賂を収受し、同選挙に当選し同村長に就任した後も、被告人に協力し支援する見返りとして、同村の発注する工事を談合により確実かつ高額で落札するために設けられた同村内の建設業者らの団体である建友会の会員らに工事価格を教示するよう同村役場職員に指示して入札を妨害し、これら多大な便宜を計ったことに対する謝礼の趣旨で200万円もの極めて多額の賄賂の供与を要求してこれを受け取り、その賄賂の収受が取り沙汰されて100条調査特別委員会が開かれた席上において、自己の犯した罪を免れるべく虚偽の陳述をしたもので、いずれの犯行についても、その犯行動機に酌量すべき余地は皆無であ

る。

また、判示第4の100条調査特別委員会での犯行は、建設業者らから200万円を収受した疑惑が浮上した後、真相を究明するために設置された同委員会において、被告人が、証人として宣誓したうえ、前記工事の割振りや上記ペナルティ発言の有無について殊更に虚偽の陳述をしたものであるが、被告人が建友会会員らに対し、口裏を合わせるよう圧力をかけたり、2000万円は、被告人が I 個人から借り受けたことにする旨の謀議を凝らすなどしていることに鑑みると、その犯意が強固なものであったことは明らかであり、地方公共団体の長たる者としての自覚と識見を欠いた恥ずべき行為というべきである。

判示第4の100条調査特別委員会での虚偽の陳述を含む本件一連の犯行は, いずれも同村発注の公共工事に源を発しており, a 村の公共工事ひいては同村政そ のものに対する村民の信頼を失墜させたこと甚だしいうえ, 前記のとおり, 被告人 が建設業者らから2000万円の賄賂を収受したことが優に認められるにも拘わら ず, これを, 返済する意思で, 短期間借り入れたに過ぎない旨強弁し続ける被告人 の態度からは, 真摯な反省の情を認め難いのであって, その刑責は誠に重いと言わ なければならない。

なければならない。 5 したがって、被告人が、2000万円の交付を受けた事実が露見した後、その 全額を贈賄側建設業者らに返還していること、前科前歴が全くないこと、村長を辞 職せざるを得なかったこと、報道等による社会的制裁を受けていること、当公判廷 において、今後は家業である農業に専念し、政治の世界に復帰することは考えず、 一村民として村のために尽力すると述べていること等の事情を十分斟酌しても、被 告人に対しては、主文掲記の実刑をもって臨まざるを得ない。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑 懲役3年6月 追徵2300万円)

青森地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 山 内 昭 善 裁判官 結 城 剛 行 裁判官 吉 田 静 香